

鳥取県医療提供体制施設整備補助金交付要綱（新旧対照表）

鳥取県医療提供体制施設整備補助金交付要綱（平成18年11月14日付第200600114835号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
第1条～第18条 略					第1条～第18条 略				
<p><u>附 則</u> この要綱は、令和6年9月13日から施行する。</p>									
別表1（第4条、第5条関係）					別表1（第4条、第5条関係）				
1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費等	4 基準額	5 補助率	1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費等	4 基準額	5 補助率
(1)～(2) 略					(1)～(2) 略				
(3) 院内感染対策施設整備事業（略）	略	略	1室当たり15,724千円とし、空調設備（空気清浄度クラス1万以上）を整備する場合は35,787千円を加算する。	略	(3) 院内感染対策施設整備事業（略）	略	略	1室当たり14,546千円とし、空調設備（空気清浄度クラス1万以上）を整備する場合は33,105千円を加算する。	略
(4) アスベスト除去等整備事業（略）	略	略	1㎡当たり54,100円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	略	(4) アスベスト除去等整備事業（略）	略	略	1㎡当たり50,000円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	略
(5) 略					(5) 略				
(6) 医療施設等耐震整備事業（略）	略	略	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×51,300円 (2) ア 耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるI s値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300㎡×243,800円		(6) 医療施設等耐震整備事業（略）	略	略	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×47,500円 (2) ア 耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるI s値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300㎡×225,500円	略

(7) 地球温暖化対策施設整備事業(略)	略	略	1 <u>医療機関</u> 当たり <u>104,518</u> 千円		(7) 地球温暖化対策施設整備事業(略)	略	略	1 <u>か所</u> 当たり <u>96,686</u> 千円	略
(8) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業(略)	略	略	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。 (消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり <u>2,350</u> 千円を加算する)	略	(8) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業(略)	略	略	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。 (消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり <u>2,174</u> 千円を加算する)	略
			(1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり基準単価 <u>23</u> 千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり基準単価 <u>22</u> 千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり基準単価 <u>27</u> 千円 (4) 消防法施工令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備 対象面積1㎡当たり基準単価 <u>26</u> 千円					(1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり基準単価 <u>21.4</u> 千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり基準単価 <u>20.7</u> 千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり基準単価 <u>25</u> 千円 (4) 消防法施工令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備 対象面積1㎡当たり基準単価 <u>24.3</u> 千円	
(9) 地域災害拠点病院施設整備事業(略)	略	略	非常用自家発電装置1 <u>医療機関</u> 当たり <u>174,094</u> 千円 受水槽1 <u>医療機関</u> 当たり <u>160,434</u> 千円 備蓄倉庫1 <u>医療機関</u> 当たり <u>53,594</u> 千円	略	(9) 地域災害拠点病院施設整備事業(略)	略	略	非常用自家発電装置1 <u>か所</u> 当たり <u>161,049</u> 千円 受水槽1 <u>か所</u> 当たり <u>148,413</u> 千円 備蓄倉庫1 <u>か所</u> 当たり <u>49,578</u> 千円	略
			(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡× <u>51,300</u> 円 (2) 耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する病院 基準面積 2,300㎡× <u>243,800</u> 円					(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡× <u>47,500</u> 円 (2) 耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する病院 基準面積 2,300㎡× <u>225,500</u> 円	
(10) ヘリポート周辺施設整備事業(略)	略	略	給油施設1 <u>医療機関</u> 当たり <u>128,021</u> 千円	略	(10) ヘリポート周辺施設整備事業(略)	略	略	給油施設1 <u>か所</u> 当たり <u>118,428</u> 千円	略

(11) 死亡時画像診断システム等施設整備事業 (略)	略	略	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 <u>42,621</u> 千円 (2) 解剖室整備の場合 <u>105,782</u> 千円	略
(12) 略				
(13) 特殊病室施設整備事業 (略)	略	略	1室当たり <u>79,531</u> 千円	略
(14) 略				
(15) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 (略)	略	略	いずれも1医療機関当たり (1) <u>174,094</u> 千円 (2) <u>160,434</u> 千円 (3) <u>75,443</u> 千円 (4) <u>34,791</u> 千円	略
(16) 医療施設浸水対策事業 (略)	略	略	いずれも1医療機関当たり (1) <u>49,130</u> 千円 (2) <u>38,769</u> 千円 (3) <u>466</u> 千円 (4) <u>26,894</u> 千円	略

(注) 1～6 略

(11) 死亡時画像診断システム等施設整備事業 (略)	略	略	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 <u>39,427</u> 千円 (2) 解剖室整備の場合 <u>97,856</u> 千円	略
(12) 略				
(13) 特殊病室施設整備事業 (略)	略	略	1室当たり <u>73,572</u> 千円	略
(14) 略				
(15) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 (略)	略	略	いずれも1か所当たり (1) <u>161,049</u> 千円 (2) <u>148,413</u> 千円 (3) <u>69,790</u> 千円 (4) <u>32,184</u> 千円	略
(16) 医療施設浸水対策事業 (略)	略	略	いずれも1施設当たり (1) <u>45,449</u> 千円 (2) <u>35,864</u> 千円 (3) <u>431</u> 千円 (4) <u>24,879</u> 千円	略

(注) 1～6 略

(別紙)

1平方メートル当たりの単価表

(単位:円)

補助事業名	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (5) 小児初期救急センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>208,200</u>
		ブロック	<u>180,900</u>
		木造	<u>208,200</u>
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (12) 医療機器管理室施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
(14) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
		ブロック	<u>258,000</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>243,300</u>
		ブロック	<u>212,500</u>

(注) 1～2 略

(別紙)

1平方メートル当たりの単価表

(単位:円)

補助事業名	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (5) 小児初期救急センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>192,600</u>
		ブロック	<u>167,300</u>
		木造	<u>192,600</u>
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (12) 医療機器管理室施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>
(14) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>
		ブロック	<u>238,700</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>225,100</u>
		ブロック	<u>196,600</u>

(注) 1～2 略